

文教福祉常任委員会

令和8年3月13日（金曜日）

文教福祉常任委員会

令和8年3月13日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 9号 令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項
議案第10号 令和7年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
議案第15号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 旭市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について
議案第22号 指定管理者の指定について（飯岡福祉センター）

《付託陳情》

- 陳情第 1号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書
提出を求める陳情

出席者（8名）

委員長	伊場哲也	副委員長	戸村ひとみ
委員	木内欽市	委員	宮澤芳雄
委員	飯嶋正利	委員	井田孝
委員	伊藤春美	議長	宮内保

欠席委員（なし）

傍聴議員（3名）

議員	松木源太郎	議員	常世田正樹
議員	高橋美千子		

説明のため出席した者（20名）

教 育 長	向 後 依 明	保 險 年 金 課 長	大 網 久 子
健 康 づ く り 長	黒 柳 雅 弘	社 会 福 祉 課 長	向 後 利 胤
課 子 育 て 支 援 長	八 馬 祥 子	こ だ も 家 庭 長	石 橋 康 司
高 齢 者 福 祉 長	椎 名 隆	教 育 総 務 課 長	飯 島 正 寛
生 涯 学 習 課 長	江 波 戸 政 和	ス ポ ー ツ 振 興 長	林 甲 明
そ の 他 担 当 員	10名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 書 記	加 瀬 哲 也
---------	---------	-----------	---------

開会 午前10時 0分

○委員長（伊場哲也） おはようございます。委員会への出席ありがとうございます、お忙しい中。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承をお願いいたします。

市の広報が取材のため、この後、本委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承をいただきたいと思います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、宮内議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（宮内 保） おはようございます。

委員の皆様におかれましては、大変ご苦労さまでございます。本日は付託されました補正予算を含む7議案及び陳情1件について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、伊場委員長、よろしくをお願いいたします。

○委員長（伊場哲也） 議長、ありがとうございます。

議案の説明のため、執行部の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して向後教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（向後依明） 改めまして、おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審議をお願いいたします議案は、全部で7議案でございます。

その内訳でございますが、まず予算関係が2議案で、議案第9号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち文教福祉常任委員会の所管事項、議案第10号、令和7年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、次に条例関係が4議案で、議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について、最後に指定管理者の指定が1議案で議案第22号、指定管理者の指定について、

飯岡福祉センター。

執行部といたしましては、委員の皆様からの質疑に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（伊場哲也） 向後教育長、ありがとうございました。

議案の質疑

○委員長（伊場哲也） ただいまから、本委員会に付託されました7議案の審査を行います。それでは、質疑に入ります。

議案第9号中の所管事項について質疑がありましたらお願いいたします。

井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、議案第9号、22ページ、教育費のうち中学校施設改修事業、これの委託料、設計・監理委託料と工舎等改修工事の工事請負費、これの内容、中学校体育館の空調設備という説明を受けたんですが、その詳しい内容を教えてください。

○委員長（伊場哲也） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、回答申し上げます。

今回の中学校施設改修事業の監理業務委託と工事のほうの内容でございます。

こちらにつきましては中学校5校の体育館への空調設備に関しまして、空調設備に関する設置工事及び監理委託業務でございます。第一中学校、第二中学校、海上中学校、飯岡中学校、干潟中学校それぞれに空調設備のほうを設置してまいります。

工事の実施設計の業務委託といたしまして、こちらのほうで5校の設計・監理業務委託料といたしまして、工事に係る監理業務のほうを委託いたします。

続いて、工事のほうですけれども、ちょっとお待ちください、すみません。

○委員長（伊場哲也） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時 6分

再開 午前10時 7分

○委員長（伊場哲也） 審査を再開いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 失礼いたしました。

工事のほうの概要でございますけれども、空調設備のほうの設置工事といたしまして、体育館及び武道場のほうのこちらのほうは設計のほうをいたしておりまして、工事といたしましては、屋内運動場の足場の設置工事、室内外機の設置、ボールガードの設置、管理システムの設置等ございまして、空調設備の方式といたしましては、EHP方式のほうで考えておりまして、併せて受変電設備の改修のほうを行うというところでございます。

監理の業務につきましては、これらの工事に係る工事の設計のほうの監理、こちらのほうを設計会社のほうへ委託するものでございます。

以上です。失礼いたしました。

○委員長（伊場哲也） 井田委員。

○委員（井田 孝） これ空調設備を設置ということなんですけれども、体育館とかだと、大空間に対して空調というと天井を張ったりとか、断熱工事とかも発生すると思うんですが、それは今回の工事に含まれているということによろしいでしょうか。

○委員長（伊場哲也） 井田委員の質疑に対して、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今回、断熱工事につきましては、その状況に応じまして今後行うということで、今回の設置のほうの工事には断熱工事の部分は入っておりません。

○委員長（伊場哲也） 井田委員。

○委員（井田 孝） 多分設計で空調の計算をすると思うんですけれども、それで足りない場合、断熱とか施工せざるを得ないんですが、その場合は予算が足りなくなったら、また来年度、補正で組むという考えでよろしいのでしょうか。

○委員長（伊場哲也） 井田委員の再質疑に対して、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 断熱工事の部分で足りなくなったというところでございますか。

（「そうです」の声あり）

○教育総務課長（飯島正寛） こちらにつきましては、断熱工事につきましては、設計の予算

のほうの範囲内のできるものであれば、それにあわせというところで、これが足りないという
ことであれば、翌年度というところになります。

○委員長（伊場哲也） 井田委員。

○委員（井田 孝） では、設計年度と工事年度、改めて教えてください。

○委員長（伊場哲也） 井田委員の再質疑に対して、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今回の工事については8年度工事で行うというところで、補正
で組んでおりますが、繰越し事業ということで、8年度工事というところがございます。

以上です。

○委員長（伊場哲也） ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） お願いいたします。23ページです。給食センターの需用費のほうで、
説明で食材費の値上げによりということだったと思うんですけども、つまりこれが食材費
の何か月分でどのように値上がりしたからなのか、もう、1年間通しての値上がり分なのか、
そのあたりお願いいたします。

それと、どういったものの値上がりで1,200万円という、この内訳ですね、お願いいたし
ます。

それとあと、令和8年度はその値上がりした分ということでの積算になっていると思うん
ですけども、それ以上の値上がり分……いいです。そこまでお願いいたします。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員、質疑3点でよろしいですか。

○委員（戸村ひとみ） はい。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員の質疑に対して、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） このたびの給食費のほうの賄材料費のほうでございます。こち
らにつきましては、何か月分なのかというところにつきましては、1月から3月分というこ
とで補正のほうを見込んで計上しております。

内容としまして、物価高騰によりまして予算のほうと比較しまして7月以降、当初見込ん
でいた月の賄材料費を上回ってきているということで、そちらの上回りの度合い、平均で
113.2%程度ありまして、13.2%分上回っているというところがございます。その辺を考慮
いたしまして、今後の1月から3月分に対して13.2%分、そちらのほうを加算して補正予算

として計上したものでございます。

どういったものが値上げになっているのかというところでございますが、こちらにつきましては、非常に大変大きなものとしましては、お米のほうの値段がやはり大分上がっているというのが大きなものでございます。そのほかにも特に野菜のほうは値上げが大きかったというところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 1月から3月までの食材の値上げ分ということだったんですけれども、ということは予算の範囲内で12月までは賄っていたという認識でいいんですかね。

それと、ちょっとお伺いして驚いたといいましようか、お米のまち旭、野菜のまち旭で何が値上がりしてということでお伺いしたら、そのお答えの中身はお米とか野菜とかということだったので、何だかちょっと何かこう考えられる手というんですか、単に高くなったから高いものを入れてもらうということではなくて、何かフードロスとかも結構世界中で言っていることですので、規格外のものとか、そういういろんなところをお願いするとかというような、そういうような考え方というのはなかったものですかね。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員、2点でよろしいですか、質疑内容は。

○委員（戸村ひとみ） はい。

○委員長（伊場哲也） 再質疑に対して、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、回答申し上げます。

先ほどすみません、ちょっと1点訂正をさせていただきます。

私、1月から3月の3か月分と申し上げましたが、失礼いたしました。12月分も含めまして4か月分の補正でございました。失礼いたしました。そちらの合わせた金額のほうを補正でさせていただきます。

高くなったというところの工夫という部分でございますが、こちらにつきましては給食のほうはおいしい給食というところの質を落とさないという部分を含めまして、そういったものの中で、やはり栄養価ですとか、そういったものも含めて、こちらのほうは給食のほうの学校給食のほうである程度の基準を設けられております。

そういった中で工夫して学校の給食のほうを提供しているところでございますが、規格外の仕入れとか、そういったものに関しましては、やはり安全面といった観点から、なかなか

難しいというところがございます。そういった中でもなるべく質が良く、また低価格のものというところの工夫はしているところがございます。また、お米の部分につきましても、お肉の部分につきましても、やはりそういった今の状況を鑑みまして、寄附ですとか、そういったものも皆様のほうから頂いたりもしておりますので、そういった部分を皆さんからの活用しながら、工夫して給食のほうを提供しているところがございます。

以上でございます。

○委員長（伊場哲也） 教育総務課長、司会者のほうから確認させてください。11月までは対応できていたのかどうか、答弁をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 委員長のほうからの確認がございました。予算の範囲内……
（「違います。私の質疑です」の声あり）

○教育総務課長（飯島正寛） 失礼いたしました。12月までというところがございます。予算の範囲内では12月まではできておまして、それ以降の1月から3月分の見込みとしてやっております。ということで、今回の補正につきましては、4か月分の補正ということでございます。よろしいでしょうか。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員、今の教育総務課長の答弁よろしいですか。

○委員（戸村ひとみ） はい。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員、どうぞ。

○委員（戸村ひとみ） つまり令和7年度の食材費の予算立てをした、その金額が見込み違いというか、値上がり分のほうはかなり大きくて補正を組まざるを得なかったということですよ。それが4か月分もということですよ。よろしいんですね。

12か月分のうちの8か月分で、もうその予算の値上がり分を見ていたけれども、結局は8か月分で全て使ってしまう形になってしまって、12月から3月までの4か月分は補正を組まざるを得なくなったという、そういうことよろしいんですね。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員の確認の質疑に対して、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 当初予算をやるときには11か月分、年間1年間通しての予算を計上しておりました。その給食を提供している間に3月までもたないというところがございますので、それ以降の給食の部分ですね、4か月分で調整をするために、そこの部分の上乗せの金額13.2%分を上乗せした金額を今回補正したというところがございます。途中で足

りなくなったというよりは、今後の見込みとして足りなくなるだろうというところで、それを見越して補正をさせていただいたところでございます。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員、よろしいですか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ちょっと意味がよく分からないんですけども、今後の見込みとしてということで……。

○委員長（伊場哲也） 質疑、答弁ともに整理をしておいてください。

暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

○委員長（伊場哲也） 審査を再開いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 失礼いたしました。

給食費のほうを年間通して当初予算を見ていたところ、途中で113.2%というところで、要は当初見ていたよりも上回ってきてしまっていた。そのままいくと足りなくなってしまうというところで、最終的にこの見込みを出したのが13.2%分の上乗せでございます。

最終的にその13.2%分で見えていったときに、3月分が足りなくなってしまうというところで、今回その分を補正させていただいたというところでございます。当初予算でいけば2月分まではいけていた。ただ、3月分が出せなくなってしまうので、その部分を13.2%分を積み上げてきて、3月分で補正をしたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） つまり令和8年度にも、またこういうふうな補正があるのかなということちょっと心配して、いわゆる見込みというところで、つまり3月分がもう全然お金がなくなることになってしまったんだよということでの補正になっているって今、答弁であったので、ということは、この金額というのが1,200万円というのが3月分、1か月分ということによろしいんですか。一月大体係る食材費の金額、これということによろしいんですか、

1,200万円、1,160万円。3月分が足りなくなるということでの補正ということであれば、その確認と。

あと、先ほどご答弁で規格外を使うことでの安全性とかということをおっしゃったんですけども、これちょっとしっかり課長、勉強していただきたいんですけどもね。フードロス対策で規格外野菜の活用とかというのは、安全性どうのこうのという、そういう懸念があるとかというので活用しないとかというんじゃないんですよ。もう全国、世界中、積極的に規格外野菜というのは活用する方向で動いています。これ子どもたちへの教育を担っているところが、そういうふうなことをおっしゃると、ちょっとびっくりしたんですけどもね。

フードロス対策というのを子どもたちに教えるためにも、やはり規格外野菜というのの活用をどんどんしていただくべきなんだと思うんです、部署としてね。そういうことの検討というのは一切され……寄附とかを頂いているとはおっしゃいましたけれども、そうではなくてフードロス対策、SDGsでしっかり挙げているじゃないですか。施政方針の中でも挙げていらっしゃいますし、そういうところでの検討というのは、もうこれ値上がりしちゃってしょうがないよ、これで足りないよ、じゃもう補正だよという、こういうふうになってしまうものなんですか。そこの考え方をお願いします。

子どもたちの教育という観点からも、私は積極的にここのところは取り組んでいただきたいところなので、お伺いいたします。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員の質疑に対して、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） フードロスの関係で子どもたちへの教育というところでございました。

学校給食を提供する中で、やはり安全性というものはこちらはしっかりとやっていかなければならないというところがございます。また、そのSDGs、フードロスといったそういった食育の部分につきましては、この学校給食を提供するという中で、食育の出前授業ですとか、そういったいろいろなもので子どもたちへの教育という部分では行っております。

ここで列挙するのもあれですけども、食育の出前授業ですとか、給食チャンネルで年10本製作しながら、子どもたちの一つ一つ食育をやっていると。

また、工夫の部分ではわくわく和食の日ですとか、ものがたり給食、千産千消デー、鉄人給食ですとか、そういったいろんな工夫をしながら、子どもたちへの食育という部分については取り組んでおりますので、その部分についてはしっかりとやっているというところでござ

理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 教育総務課長、戸村委員の質疑に対して1点答弁漏れがございます。

1,200万円の値上がり分については1か月分ではよろしいかということに対しての答弁をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 失礼いたしました。1,260万3,000円、こちらのほうが第一学校給食センター分として3月分の補正金額で間違いございません。また、第二学校給食センターにつきましては、881万円というところで3月分の補正でございます。

以上でございます。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 1か月分の食材ということではよろしいんですか。3月分が足りなかったということですので、1,260万円と880万円というのが足すと、旭市の子どもたちの1か月分の給食の食材費ということではよろしいんですか、その確認と。

あと、フードロス対策のこととか、食育の出前講座やら何やらでやっていらっしゃるということだったんですけども、私は以前、給食センターに視察に行かせていただいたときに、残渣がものすごいベルトコンベヤーで戻ってくるのを見て驚いたんですよ。食のまち旭市で、こんなに子どもたちが給食残すのかって、もうびっくりしまして、これは養豚とかに活用されているんですかって聞いたら、いや、ストローとかが入っていたら困るんで、それはしていない。乾燥機で乾燥させて……

○委員長（伊場哲也） 戸村委員、質疑内容を簡潔にまとめてください。

○委員（戸村ひとみ） すみません。ですから、フードロス対策というところでのお考えの中に、子どもたちがこの食材費を使ってですよ、食べたもので残渣で戻ってくる、その割合みたいなものを計算していらっしゃいますか。

3月分だったらこの金額の中でどれぐらいが子どもたちが残してというのは見込んでいらっしゃいますか。見込むというか、今までの推計で恐らく出ていると思うんで、大体お願いします。これだけの食材費、2,000万円使った中で焼却分に回るようなものというのが、私はその多さに驚いたもんですから、これで食育をしっかり出前講座もやって、やっていらっしゃるという、そこのところでちょっと疑問を持ちました。

○委員長（伊場哲也） 質疑に対して、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 失礼いたしました。賄材料費の部分でございますけれども、こちらについては第一学校給食センター、第二学校給食センター、合わせますと3,000万円程度月にかかるというところの中で、今回の1,260万3,000円と881万円につきましては、3月分の給食費の中で足りない部分というところで補正をさせていただいたところでございます。

それと一つ、フードロス対策の子どもの残渣の数値というものにつきましては、パーセントでいきますと、令和5年が14.5%、令和6年度が16.3%というところで数字を持っているところでございます。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。つまり3月分、丸々一月分が足りないというのではなくて、合わせて2,000万円が足りない。大体1か月3,000万円かかるところを2,000万円ぐらいいが足りなくなるということでのこの補正計上ということですよ。

さらに驚いたのが焼却分に回すやつ、子どもたちが食べないで焼却に回すほう、16.3%も令和6年度であるってことで、これはフードロス対策とか、そのあたりのところを自信を持ってやっていらっしゃるというようなご答弁だったんですけども、ここのところをぜひとも見直しをしていただきたい。

あと、本当に命をいただいて、旭市の子どもたちが育って、しかも旭市で育てたもので、その命をいただいて育っているということ、ちょっとしっかりまた引き続き教えていただきたいなと思いました。なので、こういった質疑をさせていただきました。ありがとうございました。

○委員長（伊場哲也） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員。

○委員（伊藤春美） 9ページの第三者納付金のことなんですけれども、この金額は何件を充てているのかなとお聞きしたいです。

○委員長（伊場哲也） 伊藤委員に対して、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 予算書9ページの諸収入、説明欄1の第三者納付金の185万8,000円の件数ですけれども、一応3件ということになっております。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 伊藤委員。

○委員（伊藤春美） 第三者行為の損害賠償のことだと思うんですけれども、市の持ち出しが長期間続くと、回収もできなくなってしまって実質負担が発生してくるのかなと思うんですけれども、この3件の回収率はどの程度なんですか。

○委員長（伊場哲也） 伊藤委員の質疑に対して、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 回収率、全て回収という形になっております。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 伊藤委員。

○委員（伊藤春美） 100%というところで分かりました。でもこの時効のことに関しての報告の遅れなどがあった場合、財政的な負担がどんどん拡大していったりするのかなと思うんですけれども、市としてどのように常に把握をされているのかお伺いします。

○委員長（伊場哲也） 伊藤委員の質疑に対して、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 基本的には、利用者さんのほうからの申告という、報告という形になりますが、実際介護認定を受けられている方の事象になりますので、そういった別の情報で知る機会というのもありますので、そういった形で把握は取れるかなと考えております。

以上です。

○委員長（伊場哲也） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について質疑がありましたらお願いいたします。

井田委員。

○委員（井田 孝） 議案第15号、まんざい保育所をなくすということなんですが、議案のときの説明で改修するのに約1,100万円かかるという説明を受けたんですが、今度、古城保育所と統合するってことで、このまんざい保育所は工事はやらないで、しばらく残すという方

向なんでしょうか。

○委員長（伊場哲也） 井田委員の質疑に対して、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） まんざい保育所の建物の今後につきましては、今後、庁内でまた協議をして決定していく予定でございます。今のところはまだ決まっておりません。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 井田委員。

○委員（井田 孝） 1,100万円かけても耐用年数近いというお話だったので、これを解体して跡地利用するとか、そういう考えはあるのか伺います。

○委員長（伊場哲也） 井田委員の質疑に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 今のところなんですけれども、そういったことも今後、庁内のほうですみません、学校の方針があるというふうに以前……すみません、ちょっとお待ちいただいていいですか、ごめんなさい。

○委員長（伊場哲也） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○委員長（伊場哲也） 再開します。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 今後のまんざい保育所の建物と跡地につきましては、旭市の学校施設利活用基本方針に準じて、庁内で協議をして決定してまいります。

以上です。

○委員長（伊場哲也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（伊場哲也） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） よろしいですか。

特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（伊場哲也） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について質疑がありましたらお願いいたします。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 20号について、施政方針の中で「旭市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定についてでありまして、根拠法令である地方青少年問題協議会法の要件が緩和され、当協議会の役割の機能重複等により条例を廃止するものです。」というところのちょっと詳しい説明をお願いいたします。機能重複というところですね。実際にはどういう役割を今まで担っていたところで、どこの部分が機能重複で、そこを廃止することによってどういうふうな市民に対しての影響があるのかというところをお願いいたします。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員の質疑に対して、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 青少年問題協議会、まず役割的なところであります。青少年問題協議会では青少年に関する施策について必要な事項の調査、審議、あと施策の適切な実施を期するために関係の行政機関との連絡調整、市長及び関係行政機関に関する意見の具申というところであります。

具体的な内容としましては、年1回か2回程度の会議ですとか、そういうものによって情報共有を図っておりました。どういうところが重複かというところでしたが、補足説明でも一部説明させていただいておりますが、内容については社会教育委員の活動であったり、青少年相談員の活動であったり、青少年育成市民会議の活動であったり、青少年センター等の活動であったりに内容が引き継がれているものというところで、今回廃案を考えております。

背景にありました地方青少年問題協議会法が戦後というんでしょうか、間もない頃に発案されまして、当時の問題、非行防止の矯正だったりということが主となって法案が設置されておりますが、その後、青少年を取り巻く環境なども大きく変化しております。現在では情報化社会の発展、進展とかによりまして、虐待やネットトラブル、いじめ、不登校などが課題、ひきこもりなども課題となっております、当初の目的の案件からは少し変わってきているかなというところで、今回、青少年問題協議会の条例を廃止ということになりました。

以上です。

すみません、あと廃止することによる市民への影響はというところですが、この協議会を廃止することによって、市民への影響は他の協議会だったり、委員会に引き継がれておりますので、特に問題はないものと考えております。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） これは旭市にかかわらず、全国的にこういう方向ということでの認識でいいですか。それと、今まで協議会の委員ですか、七十何名いらしたんです。そこが予算がどれぐらいかかっている、今回これの条例廃止することで予算的には金額がどういうふうになるんですか。役割を担った役の方に対する予算です。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員の質疑に対して、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） まず、近隣の状況でありますけれども、近隣市、銚子市、匝瑳市等、こちらのほうではもう平成30年に条例のほうを廃止されております。あと、近隣の他の市町村でも廃止が令和4年度に廃止だったりですとか、今年度、廃止する市町村もあります。

金額ですが、設置の中では15人、委員を設置させてもらっておりますが、大半は市の職員、市長を筆頭として市の職員となっております。外部からの委員に関しましては、1回当たりの会議で6,000円の報酬は支払いをさせていただいております。

以上です。

（「予算額を教えてください。支払い予算額」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 戸村委員、私もしょっちゅうですけども、質疑ある場合は挙手をしてから。

（「答弁漏れだと思って」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 生涯学習課長、答弁漏れ指摘されましたので、すみません、お願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 大変失礼いたしました。

予算ですが、委員の報酬というところで4万8,000円の予算を持っておりました。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） すみません、もう1点答弁漏れなんですけれども、今までは4万8,000円の予算を持っていたと。今回この条例を廃止することで、この4万8,000円の予算というのは消えるわけなんですけれども、消えるというか、予算立て当然のことながら令和8年度ではやっていらっしゃらないと思うんですけれども、その役を担っていた人たちというのが実際にはいるわけで、その役を今度は令和8年度から担う人、重複した役割ということでしたので、その重複している部分で役割を担う人たちの予算というのは、令和8年度ではどういう金額で立ててありますか。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員の質疑に対して、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 先ほど引き継いでいるという話をさせてもらいまして、青少年相談員であったり、社会教育委員であったり、青少年育成市民会議、青少年センター等ということでお話ししておりまして、この分、今、4万8,000円の予算があったということですが、その分を他の委員会だったり、協議会に予算を引き継いでいるということではなく、現行でやらせてもらうということになります。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。いや、全国的な流れかというふうに聞きましたら、ご答弁で早いところでは平成30年からもう廃止されていると。戦後できた法律でこれをずっとやってきた中で、もうかなり重複しているところが結構あるんで、やめていいのではないかというふうな結論に至ったということだと思えるんですけれども、平成30年からもうやめているところがあるということをお聞きしてね。

そうすると4万8,000円とはいいながら、それから何十年かをずっとこの役割、重複した部分があるというのを認識しながらも、4万8,000円ずつのものを毎年予算立てして出していたんだなという、そこのところをちょっと確認したかったわけでございます。

施政方針の中にもありましたように、限られた財源でどれだけ市民サービスを充実していくかというのに頭を悩ませての予算立てでありますみたいなことがあったと思いますので、金額の多寡ではなくて、本当に1円でも無駄にせず市民サービスを充実させるということを市長のほうも考えていらっしゃると思いますので、ちょっと聞いてみました。この制度の条例の廃止に対しての今回で廃止するということに対しての、その認識をお伺いいたしました。ありがとうございました。

○委員長（伊場哲也） ほかに質疑いかがでしょうか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊場哲也) ないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について、質疑がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する人なし)

○委員長(伊場哲也) 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長(伊場哲也) これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第9号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(伊場哲也) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和7年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(伊場哲也) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(伊場哲也) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、指定管理者の指定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

ここで、執行部は退室してください。大変お疲れさまでございました。

審査のほうは途中ではございますが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時 3分

○委員長（伊場哲也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の審査

○委員長（伊場哲也） 次に、陳情の審査を行います。

去る2月27日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第1号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情であります。

陳情の内容につきまして、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） それでは、陳情についての説明をいたします。

初めに、陳情の要旨についてですけれども、保育士等職員の負担軽減と保育の安全・安心の確保を図るもので、項目として2点ございます。

まず、一つとしては、1歳児は法令改正されていないので、配置基準を5対1に改正し、その加算要件をなくすこと。

もう一つが、3歳、4歳、5歳児の配置基準の経過措置をなくして法令どおりにすること、このことを求めております。

それでは、資料の配置基準等について説明いたします。

保育士の配置基準ということですが、法に基づき子どもの安全と保育の質を確保するため、保育士1人が保育できる子どもの最大人数を年齢ごとに定めたものとなります。

まず、上段から4歳、5歳児ですが、令和6年度の法改正、国の基準の見直しがありまして、子ども30人に対し保育士1名から、子ども25名に対し保育士1名の配置へと基準の引上げが行われました。経過措置として、当面の間は改正前の基準30対1も認めることとされていますが、改正後の基準25対1を満たした場合は、施設の運営に要する費用として支給される給付費ということで、国が定める公定価格に加え、その配置の加算というものが支給されています。

次に、3歳児ですが、こちらも令和6年度の法改正により、子ども20名に対し保育士1名というところから、子ども15名に対し保育士1名の配置へと基準の引上げが行われています。経過措置として、当面の間は改正前の基準20対1も認めることとされておりましたが、国のほうは令和9年度末で経過措置を終了し、令和10年度からは完全実施とする案が示

されています。これは3歳児に係る職員配置について、改正後の基準15対1を満たす施設割合が97%となったため、経過措置期間が見直される見込みということでもあります。3歳児配置加算については現状では4歳、5歳児と同様に、改正後の基準を満たした場合に公定価格に加え支給されるものとなります。

この公定価格というのは、教育・保育に必要な費用の金額、要は人件費だったり、事業費、管理費、それらを含めて国が決めた基準により算定されておりまして、子ども1人当たりの単価として設定されているものです。

最後に、1歳児ですね。1歳児の配置基準は現在、法改正が行われておりません。子ども6名に対し保育士1名を配置することと定められておりますが、国は早期の改善を進めておりまして、将来的には子ども5名に対し保育士1名という基準が引き上げられる見込みとなっております。1歳児配置加算は令和7年4月に創設されまして、1歳児の配置基準を5対1へ引き上げることに加えて、保育所でのICTの活用や職員の平均勤務年数など、幾つかの加算要件を満たすことにより、また加算の支給がされるものであります。

なお、この公定価格におけるただいま言われた加算の部分ですけれども、私立の保育所と幼稚園型、認定こども園ですね、こちらについては対象になりますけれども、公立保育所は対象外となっているものです。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（伊場哲也） 事務局長、ありがとうございました。

いかがでしょうか。まず、質問ありましたらお願いします。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） この新しい基準、これ経過措置が今あるということなんですが、今、旭市の公立の保育園というのは、ほとんどこの基準にのっとってやっているのではないかなというふうに考えております。あと、この旭市には私立の保育園が大分ありますんで、その分の人員の補充だと、その辺のところも今、調査をしているのではないかなというふうに考えておりますが、この経過措置がなくなった場合に、これ直ちにこれが行われるということになって、これに対してのペナルティとか、そういったものもあるのでしょうか。

○委員長（伊場哲也） お願いします、局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） ただいまの一応内容なんですけれども、調査した中ではペナルティまではちょっと確認はできておりませんが、3歳児、4歳児、5歳児についてはもう法令改正されていますので、これが経過措置が終わった暁には、当然この法に準じて行

うことになると思いますので、罰則規定についてはちょっと分かりませんが、そういった形にはなっているものであります。

それと、公立保育所なんですけれども、今現在9か所ほど、まんざいと古城を組んだ話になりますけれども、そういった話の中では公立は全て法令どおりに今、進んでいます。配置はそうなっているようです。

それと、私立が市内には6か所、それと認定こども園、幼稚園型の認定こども園というのは4か所ございます。こちらについても一応法令どおりに進んでいるところと、まだ経過措置ということで、まだ進んでいない部分もあります。まだ全部がそういった形の対応にはなっていないという状況になっております。

○委員長（伊場哲也） よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。質問があれば、せっかくの機会ですので、よろしいですか。

（発言する人なし）

○委員長（伊場哲也） では、意見はどうでしょうかね。

特にありませんか。

事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 今回の陳情のポイントというか、その分なんですけれども、陳情から上がっているのはあくまでもその経過措置というのを撤廃して、子どもが見られる人数を今よりは少なくということで、要は保育士の処遇改善的なお話になるかなと。

一方では、国のほうは経過措置を設けているというのは、あくまでもその施設側の部分、やはりその人材確保に当たって、どうしても厳しい状況もありますから、ある程度の期間を設けて現行どおりに持っていきたいというのが一つあります。その辺の考え方があるかなと思っています。

○委員長（伊場哲也） 局長、ありがとうございました。

局長から趣旨、要旨2点、それぞれ追加の説明もいただきました。質問、意見、特にないようですので、陳情第1号の審査、これを終わります。

（発言する人あり）

○委員長（伊場哲也） もう少し足しますか。趣旨、要旨を酌んで、どうでしょうかね。局長としては陳情を受けたという、その責任上といいますか。

どうぞ、戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 旭市の保育の実情というんですかね、そんな中で私はそのような仕事

をしていたので、局長がおっしゃったような施設サイドの考え方というの、そっちのほうがよく理解できるというか。本当に保育士さんも人数いればいってものではないと私は思っているんです。やっぱり保育の質の内容とか、そういったものを考えて、そのためにはどういうふうなところに国のほうからもお金を出したらいいのかとか、市もそこを補填したらいいのかとかというほうが、私にとっては、何ていうんでしょうか、人数じゃないというところですね。

ただ、やはり何人に対して1人の保育士さんというのは、もう本当に絶対条件として必要な部分であるとは思いますが、そんな中でちょっと今すぐに旭市の実情も、私はちょっと理解していませんので、全ての公立9件で、あと私立とこども園が何園かあるという中で、実際問題として何かご父母のほうから質問があったりとか、クレームがあったりとか、そういうことが今まで起こっているのかどうか。

ただ、私立にしても、やはりご父母のほうがちやんとしたところは選んでいらっしゃると思うんで、もしこういう配置で問題があるようなところというのは、当然のことながら今まで淘汰されているでしょうし、そういった意味では、旭市の保育の実情というものをもう少し私なりに勉強させてもらわないと、ちょっとこの陳情に対して、はい、そうですねとか、いや、違いますねというのは、ちょっと軽々かなとは思いますが。

○委員長（伊場哲也） ありがとうございます。

頂いた陳情の文書表を見ますと、船橋市からですかね、県保育問題協議会、こちらのほうから文教福祉常任委員会のほうに付託されているという内容で、また趣旨説明もいただきましたんでね。また、戸村委員のほうの意見で人が足りていれば、それでいいという問題ではないと、やっぱり質の問題も考えなければいけないと同時に旭市の市の保育状況、実情ももうちょっと勉強というようなお話もありました。

ほかにどうですか。

局長、どうぞ。

○議会事務局長（穴澤昭和） 今の市内の実情という話になりますと、先ほど申し上げた、まずは私立の箇所が6か所あります。6か所の中でも例えば1歳児は対応できているけれども、例えば3歳児だったり、4歳、5歳児が対応できないというところもありますし、全くちょっと対応できていないところもあります。

公立はほぼ全てできているんですけれども、あと認定こども園も同じなんです。やっぱり1歳児は大体そういうものもあるのかもしれませんが、1歳児はできているけれど

も、やっぱりほかができていない。やはり全てがまだそう完了していないという状況にはなっている状況です。

特段その施設側から、これに対して云々という話は今のところないようではすけれども、やはり法に準じてこれから進めていくという考えはあるかなと思っています。

○委員長（伊場哲也） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） これはある程度、国のほうとしても多分保母の負担軽減ということも一つにはあるのかなというふうに思うんですが、あと、これは基本的にこれ、法律で決まってしまうものなんです、これ否定するわけにもなかなかいかないですね。というのが私の率直な意見であって。

○委員長（伊場哲也） ありがとうございます。

ほかにかがですかね。

現行法、今、飯嶋委員からありましたように、現行法としては決まっていると。しかしながら、経過措置といいますか、実情、そういうふうに法で決まったから、すぐ対応できないというようなところ、苦しさ、しかしながら早めにとということで。

それでは、どうですか。意見出尽くしたと判断してよろしいですかね。

井田委員、どうぞ。

○委員（井田 孝） 先ほど飯嶋委員おっしゃったように、法で決まっているものに対して、経過措置が設けられていることなんですけれども、それを撤廃することによって保育の改善であるとか、前向きにいくのかなという考えと、1歳児に関しては、この間もうつぶせ寝で亡くなってしまった事件とかあったんで、それに関しては配置を増やすというのは、それは賛成で、私はどちらかと陳情には賛成でいきたいと考えています。

○委員長（伊場哲也） ほかにいかがですか。

（発言する人なし）

陳情の採決

○委員長（伊場哲也） それでは、申し訳ないですけれども、討論のほうを省略して採決のほうに移らせていただきます。

陳情第1号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出

を求める陳情について、採択とする、これに賛成の方の挙手を求めます。

(発言する人あり)

○委員長(伊場哲也) 決を採ります。

挙手をもう一度、すみません、確認をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(伊場哲也) ありがとうございました。

賛成多数。

よって、陳情第1号、採択と決しました。

以上で本委員会に付託された陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(伊場哲也) ありがとうございます。

異議ないようですので、委員長報告は委員長に一任とさせていただきます。

○委員長(伊場哲也) 以上で本日の日程は終了いたしました。

ありがとうございました。

今の採択ということで審査いただきましたけれども、これが採択に至ったということで、今、委員長に一任という、これも異議なしということで一任させていただきましたけれども、LINEWORKSのほうに入っていますかね。

(「これからです」の声あり)

○委員長(伊場哲也) よろしいですか。

分かりました。では、読み上げますね。

ただいま採択と決しました陳情第1号が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提出するということになりますので、事前に準備したいと思います。

皆様方にちょっと意見等もいただくという意味合いから、意見書案をタブレットのLINEWORKSのほうに配信をいたします。

(発言する人あり)

○委員長（伊場哲也） 今日この後、文教福祉常任委員会の内容をご覧ください。意見書案をタブレットのLINEWORKSに配信いたしますので、意見がありましたら来週の火曜日まで、3月17日の火曜日までにLINEWORKSでお願いいたします、意見等ですね。仮に逆に意見がなくても意見なしということでLINEWORKSにご記載いただきたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○委員長（伊場哲也） ご理解いただきましたね。すみませんけれども、よろしくどうぞお願い申し上げます。

以上で本委員会を終了いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午前11時19分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 伊 場 哲 也